

令和５年度 子育てのための施設等利用給付認定申請のご案内

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園や認可外保育施設等を利用される方の利用料について、月額上限額の範囲内で無償にする「子育てのための施設等利用給付」が令和元年１０月から始まりしました。

この無償化の対象となるためには、施設や事業の利用の開始日までに「施設等利用給付認定」を、神山町から受ける必要があります。

【認定区分・事由】

認定区分	認定事由
新１号認定	満３歳以上で幼稚園等を利用する場合 (新制度未移行の幼稚園等を利用し、新２・３号に該当しない場合)
新２号認定	３歳児（４月１日時点で満３歳以上）以上で 保育が必要な児童
新３号認定	２歳児（４月１日時点で３歳未満）以下で 保育が必要な児童のうち市町村民税非課税世帯であるもの

【保育が必要な児童とは】

新２号・新３号認定を受けるためには、以下のいずれかに該当することが求められます。

保育を必要とする事由	必要書類	備考
就労	就労証明書	月４８時間以上の就労することが必要です。
妊娠・出産	母子手帳の写し	出産予定日または出産日から前後８週の認定となります。
疾病・障がい等	診断書または障害者手帳の写し	
介護・看護	介護・看護申立書	
災害復旧	被災証明等	
求職活動	求職活動状況申立書 (場合により求職活動の証明になるもの)	原則３ヶ月の認定となります。
就学	就学(在学)証明書	
虐待・DV	保護証明など	
その他（町が保育が必要と認める場合）	施設等利用給付認定を必要とすることを証明する書類	

※上記以外にも、必要書類の提出を求める場合があります。

【申請について】

令和5年4月1日からの認定を希望する場合は、下記日程で申請書等を提出してください。

■ 受付期間

令和5年1月23日（月）から令和5年2月20日（月）まで（土日祝日は除く）

■ 受付場所

神山町 健康福祉課

■ 必要書類

- ① 支給認定申請書（受付場所に備え付けています。）
- ② 保護者が家庭で保育できないことを証明する書類（就労証明書、母子手帳など）
- ③ 個人番号（世帯全員分必要です。）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

<注意事項>

※ 上記の締切後も、施設や事業の利用開始日までは申請することができますが、結果の通知に時間を要する場合があります。また、申請日より前に遡っての認定はできません。必ず施設や事業の利用開始日までに申請してください。

※ 無償化の対象となる認可外保育施設等は、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けた施設に限ります。

★お問い合わせ先

神山町役場健康福祉課 TEL 6 7 6 - 1 1 1 4 （ I P 2 0 0 4 ）